

坪井 武成 議員

Q・処理に困る剪定木

A・ルールに従えば適正に処理できる



Q

庭木の剪定時期も終盤となり、毎年困るのが剪定後の処理。町でも環境問題や「町に緑を」と毎年、緑化木が配布され良いことですが、必ず大きくなる。それらの剪定木を田んぼで燃やしても通報されたり、苦情が出たり。剪定木は、枝の複雑さ量の多さで、ごみ袋ではとても無理。

本町では、シルバーが請け負った剪定木はシルバーでチップにする。個人で剪定したものは受けてもらえないとのこと。

先般、安城市を視察した時、住民が自家用車で剪定木を自由に運び込み処理が行われていた。非常にありがたいことと感じた。

本町も、個人で剪定した樹木も運び込めば処理してもらえないか。処理できる方法はないか。

A

庭木の剪定から排出される程度であれば一般廃棄物の可燃ごみに該当する。田んぼで燃やす行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」で禁止されている。

町のごみ処理は、名古屋市清掃工場に委託しており、名古屋市のごみ処理ルールにより処理されるため、処理基準に合致していないものは、「自己処理ごみ」となる。

シルバー人材センターが、請負った剪定業務以外の剪定くずを処理する場合、一般廃棄物処理の許可が必要となるため、一般住民の剪定くずを処理することはできない。

安城市のような機能を有する施設を設置することは困難と考える。剪定くずは、現状でもルールに従えば適正に処理することができる。

ために新たな方策を講ずる考えはない。



剪定木の処理に困る

